



LGWAN

Local Government Wide Area Network

総合行政ネットワーク

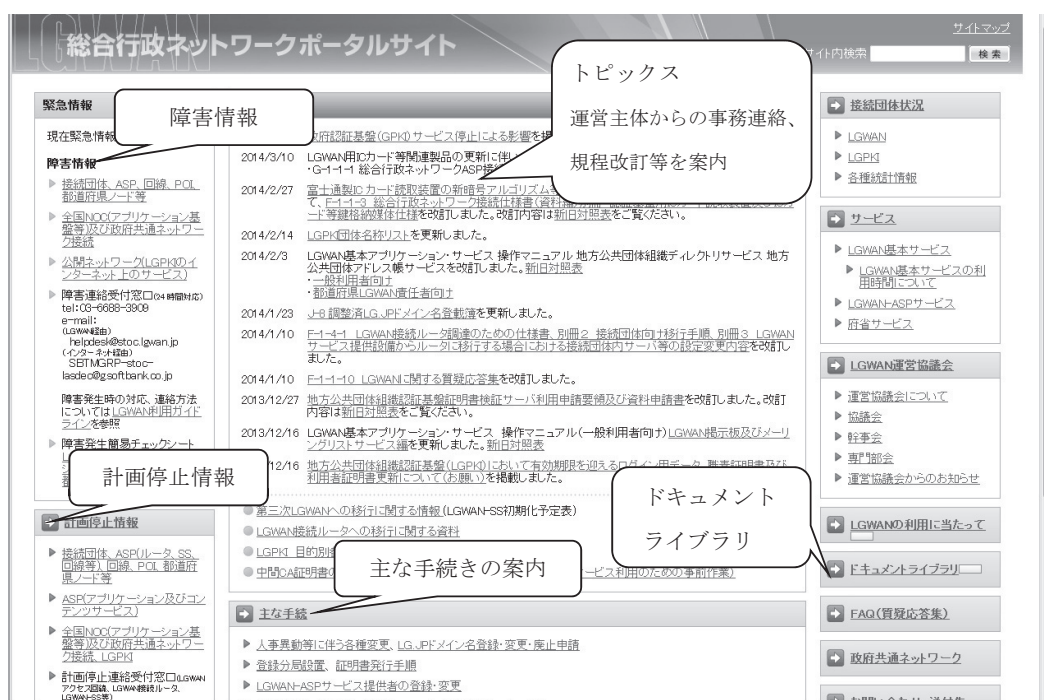
No.
139

特集 LGWANの運用におけるLGWAN接続団体及び都道府県の役割について

今月号では、新たにLGWANの担当になられた方を対象に、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）の運用の概要並びにLGWAN接続団体（以下「接続団体」という。）及び都道府県の役割の概要について解説します。

なお、接続団体及び都道府県の役割についての詳細は、LGWANポータルサイト（図-1）のドキュメントライブラリに掲載されている各種ドキュメントに記載されていますので、ご参照ください。

図-1 LGWANポータルサイト



※<http://center.lgwan.jp/index.html>（閲覧には、LGWAN環境が必要です。）

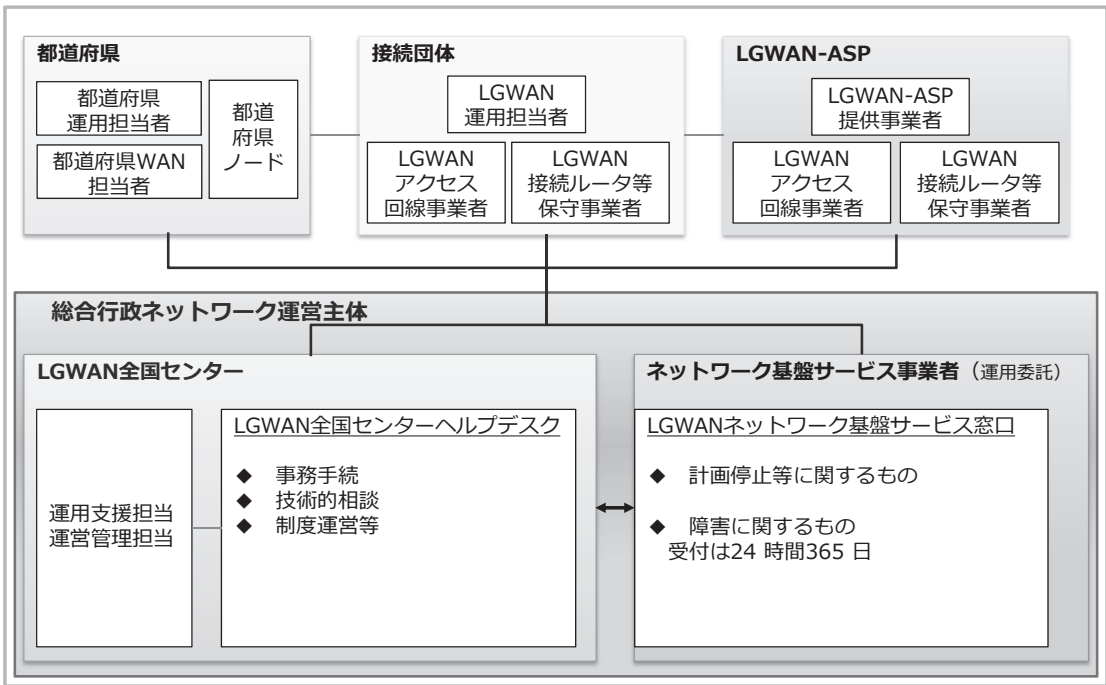
1 LGWANの運用体制及び接続団体と都道府県の役割

(1) LGWANの運用体制

接続団体、都道府県、LGWAN-ASP及びLGWAN運営主体（以下「運営主体」という。）が

相互に連携することにより、安定した運用を実現しています。なお、第三次LGWAN整備においては、通信ネットワーク基盤をサービスとして利用する形態となったことから、運営主体から委託を受けたネットワーク基盤サービス事業者が問い合わせ窓口を設け、障害対応等を行っています（図-2）。

图-2



（２） 接続団体の役割

接続団体の運用担当者は、LGWAN接続ルータ等の運用管理及びLGWAN利用者の支援に係る対応として、表－１の役割を担います。

なお、詳細については、以下の利用ガイドライン

をご参照ください。

■ F-1-1-4 総合行政ネットワーク利用ガイドライン
(<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-1-4>)

表-1 接続団体の役割の概要

No.	管理項目	概 要
1	LGWAN の設定変更	・ LGWAN の設計変更に伴うネットワークアドレスの変更や機器構成の変更等が必要となった場合の対応 ・ LGWAN 接続ルータ等の設置場所、IP アドレス、アクセス回線、機器更新等に伴う変更
2	障害発生時の復旧作業支援	・ 障害発生連絡、障害原因の切り分け、復旧作業等
3	運営主体から接続団体への各種連絡対応	・ 運用に関する事務連絡、LGWAN 利用者への周知
4	LGWAN 利用者の LGWAN に関する問い合わせ対応	・ 事務手続、技術的な相談、制度運営等、障害に関する問い合わせ
5	LGWAN 接続ルータ等を設置するファシリティの管理	・ 計画停止の申請（「4（1）接続団体における計画停止」を参照。） ・ LGWAN 接続ルータの停止、起動作業は不要。なお、復電の際、再起動までの時間は、約10分程度
6	LGWAN 接続ルータ等を設置するラックの鍵管理	・ ラックの開閉、ラックの鍵管理

※月刊J-LIS2014年4月号において、各種事務手続きに関する特集記事を掲載しています。

(3) 都道府県の役割

都道府県における運用担当者は、表－2の役割を担います。

なお、詳細については、以下の三つの関連資料をご参照ください。

■関連資料：F-1-1-1 総合行政ネットワーク接続約款

(<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-1-1>)

E-1-1 総合行政ネットワーク都道府県運用規程

(<http://center.lgwan.jp/library/second4.html>)

F-1-2-3 総合行政ネットワーク都道府県運用要領

(<http://center.lgwan.jp/library/second3.html#F-1-2-3>)

表－2 都道府県の役割の概要

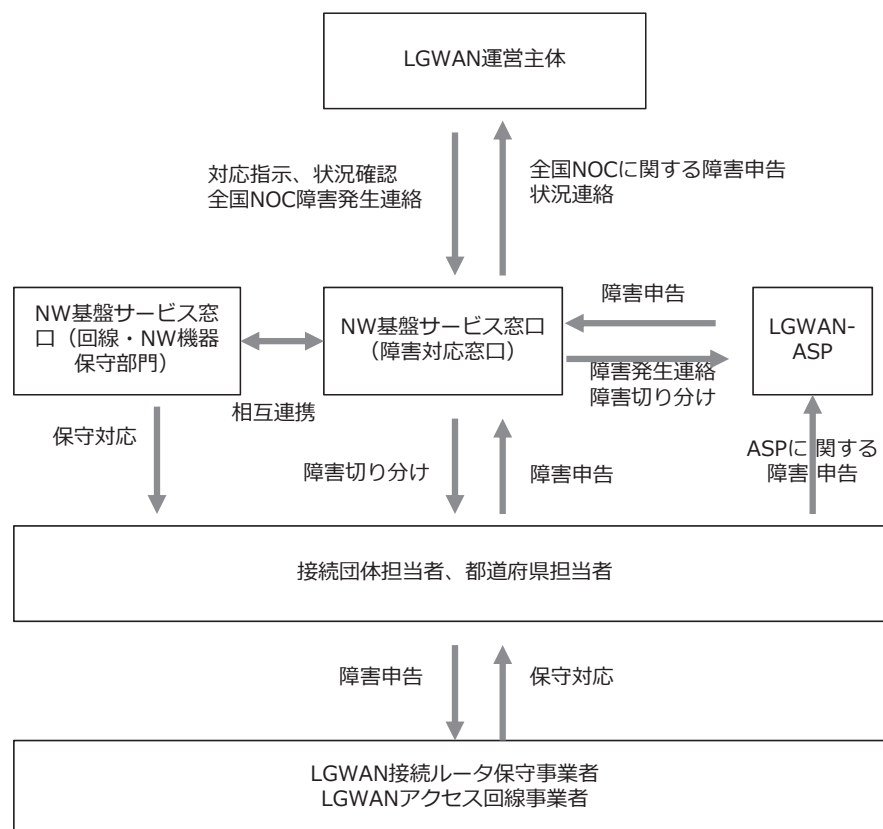
	概 要
障害発生時の復旧作業支援	都道府県ノードの障害発生時、運営主体の依頼に基づき、各機器の稼働状態を目視により確認する等、復旧作業の支援を行う。なお、都道府県は、障害の発生した範囲や原因により、市町村等との連絡及び調整を行う場合がある。（「2 障害発生時の対応」を参照。）
都道府県ノードの計画停止	庁舎電気設備の法定点検の停電等により、都道府県ノードに給電ができなくなる場合の手続き。（「4（2）都道府県における計画停止」を参照。）
都道府県ノードを設置するラックの鍵管理	都道府県ノードのラック施錠のための鍵の管理を行う。なお、ラックの鍵は必ず施錠して保管する。運営主体の職員等が都道府県ノードを設置する室で同設備に対して作業を行う場合は、ラックの開錠及び施錠を行う。
都道府県ノードに接続するLGWAN-ASPサービスに関する手続き	LGWAN-ASPサービス提供者が都道府県ノードに接続し、または、変更及び解除を行う場合、LGWAN運営主体の依頼に基づき、LGWAN-ASPサービス提供者が行う都道府県ノードへの機器（ルータ及び通信機器等）搬入等に伴う立会、回線工事の日程調整、ラックの開閉等をLGWAN-ASPサービス提供者と調整し、入館対応を行う。また、LGWAN-ASPサービス提供者が設置した機器の障害発生時には復旧支援を行う。
接続団体への連絡及び調整等	管内の接続団体に対して、LGWANの運用についての連絡及び調整等を行い、障害発生時等緊急時において夜間又は休日においても管内の接続団体との連絡が確実に取れるよう、緊急連絡網の整備を行う。
LGWANへの接続、変更、解除の対応	LGWANへ接続を希望する地方公共団体等から、接続申込を受けた場合には、提出文書の内容を確認し、運営主体に提出する。また、LGWANと接続団体内ネットワークとの接続確認試験が実施される際には、接続確認試験に協力する。

2 障害発生時の対応

運営主体では、LGWANを24時間365日安定的に運用するために、通信回線網や各接続団体のLGWAN接続ルータ等を常時、遠隔監視しています。障害が発生した場合の対応の流れは、図－3のとおりです。

ネットワーク基盤サービス事業者が、遠隔監視により接続団体のLGWAN接続ルータ等において障害や通信異常を発見した場合は、直ちに当該接続団体の運用担当者に連絡します。接続団体の運用担当者は、運営主体から障害復旧に関する依頼を受けた場合は、LGWAN接続ルータ等への電源供給に問題がないことを確認するなど、障害原因の切り分けに協力します。

図-3 障害発生時の対応の流れ



接続団体は、LGWAN との通信に障害を発見した場合、障害原因が接続団体内ネットワークとLGWANのいずれかにあるのか切り分けを行います。この結果、LGWANに障害があると考えられる

場合、接続団体の運用担当者は、ネットワーク基盤サービス窓口に連絡します。

また、接続団体は、次のとおり緊急連絡窓口を設置することになっています。

●接続団体の緊急連絡窓口の設置（平日、夜間・休日）

接続団体は、緊急連絡窓口として運用担当者正・副各1名を設置する。また、運用担当者（正・副）不在時に備え、代替のLGWAN担当者（以下「運用担当者不在時の緊急連絡窓口」という。）を設置する。

なお、運営主体が運用担当者（正・副）及び運用担当者不在時の緊急連絡窓口のいずれとも連絡が取れなかった場合は、連絡等の対応は、翌営業日に行う。

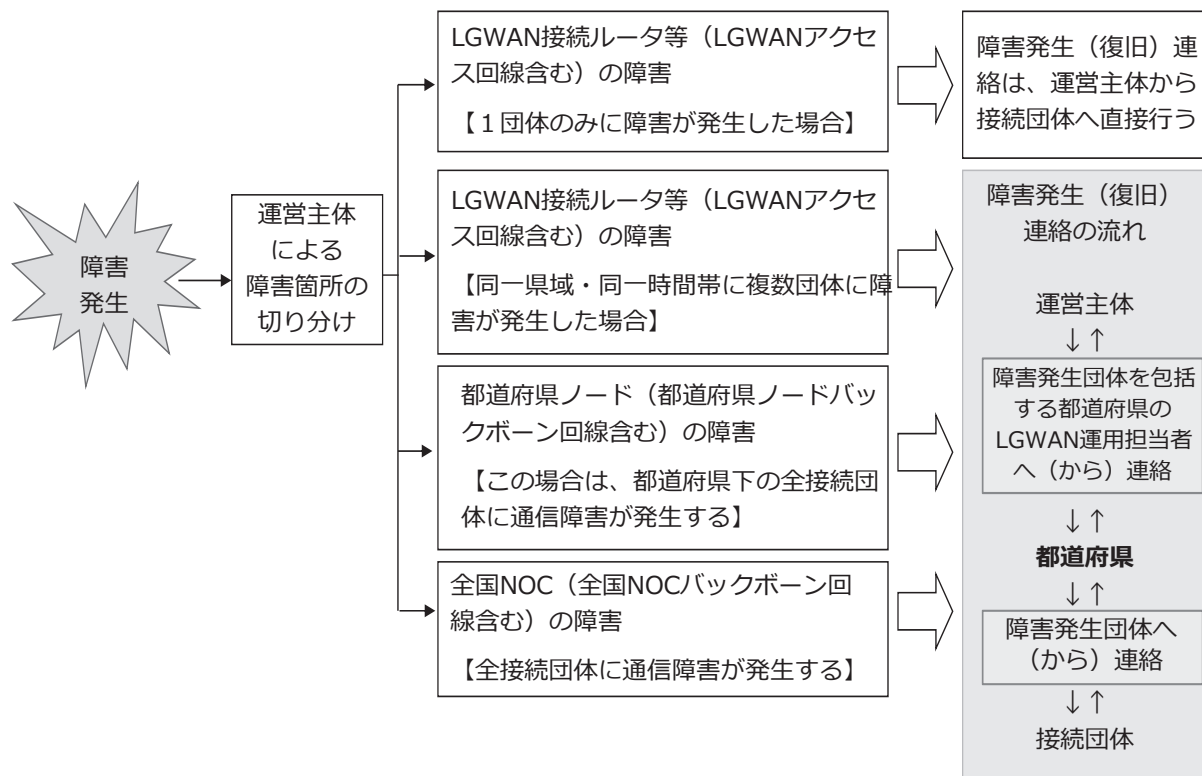
運用担当者等に変更がある場合は、変更届出を速やかに提出する。

⇒「総合行政ネットワーク変更届出」：基本アプリケーション・サービス（<http://www.lgwan.jp/>）からオンライン申請により登録すること。

なお、都道府県は、障害の発生した範囲や原因により、市町村等との連絡及び調整を行う場合があります（図-4）。

ます（図-4）。

図-4 障害発生時の都道府県の連絡及び調整



3 LGWANに関する問い合わせ対応

運営主体では、LGWANに関する技術的問題や事務連絡等の問い合わせに対応するため、問い合わせ

先を2ヵ所設置しています。問い合わせの内容に応じて、LGWAN全国センターヘルプデスク及びLGWANネットワーク基盤サービス窓口が対応しています。問い合わせ先は、表-3のとおりです。

表-3 問い合わせ先

	LGWAN 全国センターヘルプデスク	LGWAN ネットワーク基盤サービス窓口 (ソフトバンクテレコムオペレーションセンター)
対応内容	◆事務手続 ◆技術的相談 ◆制度運営等に関するもの ◆都道府県ノード計画停止（「4(2)都道府県における計画停止」を参照。）	◆計画停止等に関するもの ◆障害に関するもの
対応時間	電話による受付は平日の9：00～17：30 FAX、電子メールによる受付は24時間 ※17：30以降の受付は翌営業日対応	◆計画停止等に関するもの 電話による受付は平日の9：00～17：30 電子メールによる受付は24時間 ※17：30以降の受付は、翌営業日対応 ◆障害に関するもの 電話・電子メールともに受付は、24時間 365日

メールアドレス	lgwan-help@j-lis.lgwan.jp (LGWAN 経由)	計画停止等及び障害に関するもの helpdesk@stoc.lgwan.jp (LGWAN 経由)
備考	(LGWAN 接続ルータ保守覚書等送付先) 〒102-8419 東京都千代田区一番町25 地方公共団体情報システム機構 LGWAN 全国センターヘルプデスク	

※平成26年4月1日をもって、運営主体である財団法人地方自治情報センターは、地方公共団体情報システム機構に移行したことに伴い、メールアドレスが変更になりましたので注意してください。

4 接続団体及び都道府県における計画停止

(1) 接続団体における計画停止

接続団体は、LGWAN接続ルータ等をファシリティ条件を満たす環境に設置し、これを適切に管理します。

法定点検、庁舎工事等による停電のため、LGWAN接続ルータ又は利用するLGWANアクセス回線が停止する予定がある場合は、事前に次表に示す内容によりネットワーク基盤サービス窓口へ停止申請が必要です。計画停止申請の雛形は、図-5のとおりです。なお、計画停止の申請方法については、LGWANポータルサイトに掲載されています。

図-5 計画停止申請（雛形）

件名	計画停止申請（〇〇県□□市）
宛先	helpdesk@stoc.lgwan.jp
本文	LGWAN ネットワーク基盤サービス窓口 行 以下の内容で、計画停止を申請する。 停止理由：庁舎停電のため 団体名：〇〇県□□市 団体コード：123456 計画停止開始日時：平成xx年xx月xx日xx:xx（24時間表記） 計画停止終了日時：平成yy年yy月yy日xx:xx（24時間表記） 申請者氏名：△△ △△ 申請者電話番号：xxx-xxx-xxxx 申請者メールアドレス：xxx@xxx.xxxx.lgwan.jp

※ <http://center.lgwan.jp/procedure/second4.html>（閲覧には、LGWAN環境が必要です。）

(2) 都道府県における計画停止

都道府県は、庁舎電気設備の法定点検の停電等により、都道府県ノードに給電ができなくなる場合に

は、以下の表－４の手順のとおり連絡及び作業を行います。

表－４ 都道府県ノードの計画停止の手順

No.	手 順
1	都道府県は、1 か月前までに、運営主体にLGWAN接続団体等情報共有管理サービス（都道府県ノード計画停止連絡）により日時及び停電の理由等について申請を行う。
2	運営主体は、申請を受け、日程調整を行う。
3	運営主体は、日程調整結果を都道府県に連絡するとともに、LGWANポータルサイト（ http://center.lgwan.jp ）に停電に関する情報を掲載する。
4	都道府県は、運営主体から日程連絡を受けた後、当該都道府県ノードに接続している接続団体に対して、停電の日時等の連絡を行う。
5	運営主体は、都道府県ノードの電源切断及び復電の状況を監視する。
6	運営主体は、都道府県ノードの復電後、都道府県ノードと全国NOC相互間の疎通を確認する。

※都道府県ノード計画停止連絡：<http://www.lgwan.jp>

LGWAN-ASPサービス登録／接続状況（平成26年4月14日現在）

LGWAN-ASPサービス提供者の登録／接続状況は次のとおりです。

■アプリケーション及びコンテンツ 登録：357件 ■ホスティング 接続：216件
 ■通信 登録：178件 ■ファシリティ 登録：288件

登録／接続済のLGWAN-ASPサービス提供者のリストは、下記URLに掲載しています。

https://www.j-lis.go.jp/lgwan/asp/servicelist/cms_15764241.html